平成２５年（フ）第１８２号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字カマ39番地、前住所愛知県岡崎市不吹町14番地332
債務者　水野　英人
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４０１号
埼玉県鴻巣市原馬室3117番地６
債務者　五十嵐さよ子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５３９号
さいたま市岩槻区城南２丁目１番22号
債務者　今西　隆司
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５４３号
埼玉県加須市麦倉2524番地３
債務者　飯塚　寛次
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５７０号
さいたま市浦和区大東１丁目36番22号　セジュール星野201号、旧住所さいたま市緑区道祖土２丁目５番25号　エスポワール富士201号
債務者　三角美知雄
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５７１号
さいたま市浦和区大東１丁目36番22号　セジュール星野201号、旧住所さいたま市緑区道祖土２丁目５番25号　エスポワール富士201号
債務者　三角　桂子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９３号
岡山県倉敷市北畝７丁目４番31号
債務者　佐久間　力
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２号
北海道檜山郡上ノ国町字北村165番地５
債務者　渡辺　　和
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２５年（フ）第２７４号
埼玉県川越市大字藤間857番地３　アメニティ102号室、申立時の住所埼玉県川越市大字藤間60番地１　ＳＳＳ川越第２寮
債務者　黒崎　芳晴
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２９６号
埼玉県所沢市若狭１丁目2929番地の１ラポール103
債務者　西宮　孝一
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３００号
埼玉県坂戸市千代田３丁目１番４号　ブランシュ千代田201号室
債務者　村岡香緒里
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３５８号
堺市西区浜寺昭和町３丁438番地１　ＵＤベルビラ201号、旧営業所大阪市北区天満４―17―15　宮永ビル
債務者　ラッキーゾーンこと　筒井　憲吾
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３５９号
堺市西区浜寺昭和町３丁438番地１　ＵＤベルビラ201号
債務者　筒井　眞紀
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５１０号
大阪府大阪狭山市茱萸木７丁目1488番地201号
債務者　中村　　茜
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５１９号
大阪府大阪狭山市狭山３丁目1402番地の２
債務者　西脇　広幸
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
長崎県長崎市岡町４番11号　カーサ岡町308号、旧住所長崎県長崎市岡町４番11号　カーサ岡町306号
債務者　太田　正彦
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５号
北海道北見市大町47番地１　ケアホームなでしこ、前住所北海道北見市南仲町２丁目９番20号　第２日研ハイツ102号
債務者　小林　慶宣
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係